

瀬戸市立南山中学校 飲料自動販売機設置 仕様書

瀬戸市を甲とし、市有財産借受人（自動販売機設置業者）を乙とする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、位置図に定める設置スペース内に設置できるものとする。
また、台数は1台とする。
- (2) 設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応、稼働時CO₂排出量実質ゼロなど、環境に十分配慮したものであること。
- (3) 車椅子使用者等でも利用できるユニバーサルデザインの機種であること。
- (4) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。
- (5) 外観について、白色を原則とし、広告等が付いた華美なものは認めない。
- (6) 自動販売機及び付帯設備等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て乙の負担とする。また、運営に要する電気料金も全て乙の負担とする。
- (7) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認し、転倒防止対策を行ったうえで設置し、できる限り校舎の躯体に負担がかからない方法により設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (8) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (9) 災害対策向上の観点から、災害時無料提供型の自動販売機とすること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、飲料のみとし、ミネラルウォーター、茶系飲料、スポーツ飲料、経口補水液とする。ただし、乙より飲料品目の追加の申し出があった場合、その都度甲乙協議のうえ可否を判断すること。
- (2) 容器については、開封後もリキャップ可能な密閉式容器とすること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格より30円引き下げること。
- (4) 商品の具体的な構成については、事前に甲と協議を行うこと。

3 管理運営上の条件

- (1) 甲は、当該自動販売機及び付帯設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理すること。
- (2) 乙は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(3) 乙は、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

(4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。

乙は、機種の変換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(5) 甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

4 その他

(1) 乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。

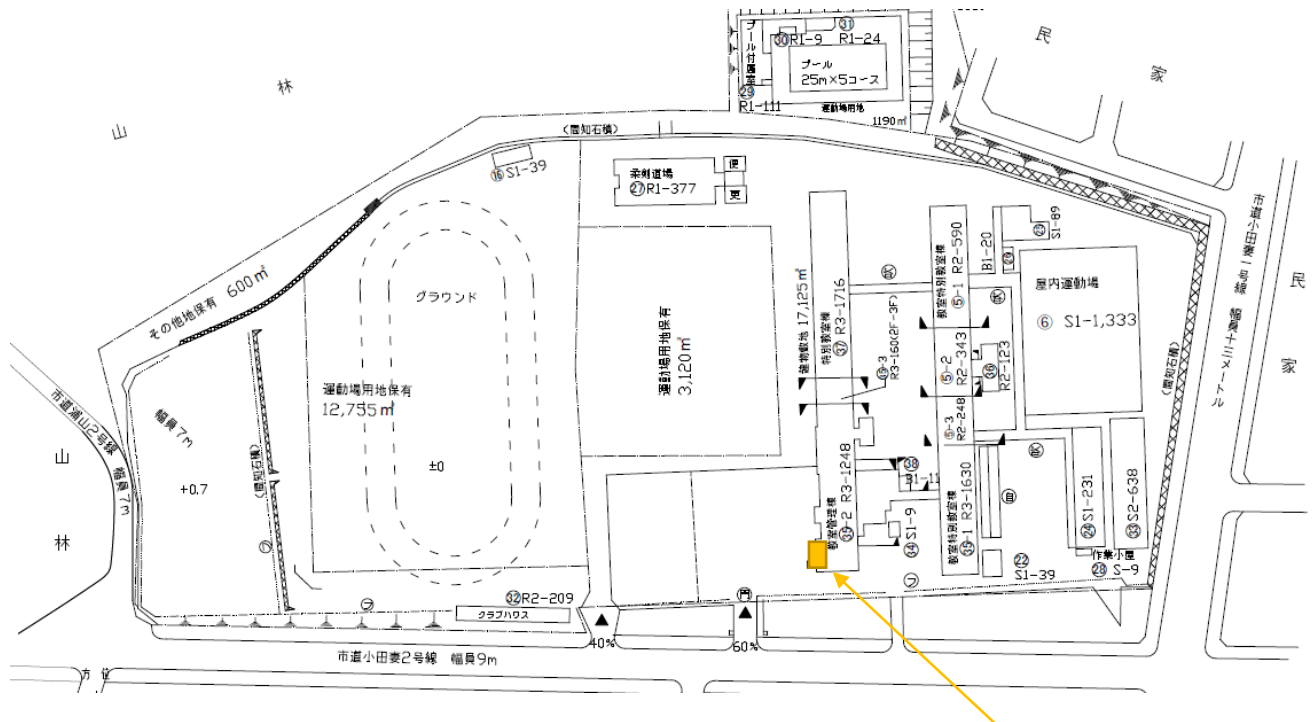
(2) 乙は甲に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、甲が別に定める様式により報告すること。

(3) 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので、検定有効期間内であるもの）を、設計事業者の負担により設置し、それによる実費を、年毎に瀬戸市が指定する期日までに全額納入すること。

(4) 熱中症対策の観点から、乙は在校生徒児童及び教員に対し、自動販売機設置時に熱中症知識向上に資する啓発事業を行うこと。

(5) この仕様書、市有財産有償貸付契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

5 位置図（瀬戸市立南山中学校）



自動販売機設置場所
校舎玄関内向かって右側